

e-Legislation のための政策立案支援ツール

角田篤泰[†]齋藤大地[‡]名古屋大学 大学院法学研究科[†](株)クレストック ソリューション事業部[‡]

1. はじめに

本研究では、法令や条例などを作成する作業プロセス(「法制執務」と呼ぶ)を支援するシステムの提供を目指している。さらに、本来は、そのようなシステムの背景にある着想やそれらシステムの利用を想定した、新たな政策立案の方法論と法案作成技術論の提案を目指した取り組みである。ただし、本稿では、支援システムに絞った報告を行う。

我々の取り組みは仮に「電子化法制執務」と呼んでおり、e-Legislation の訳語として充てたものである。この定義は、筆者らの研究の中では、「法制執務の作業を中心に置きながら、広く立法過程の作業やルール作りの作業に IT を導入すること」としている[4]。

このような取り組みを始めた背景には、煩雑で負担の多い法制執務作業の効率化や「見える化」、法制執務業務の海外移植、法制執務教育のシステム化などの要請があった。特に、法制執務業務の効率化については、小さな市町村などの自治体職員が、法律の専門家でないにも関わらず、悪戦苦闘して条例を作成している状況が随所で見受けられており、本取り組みの成果が大きく貢献できると考えている。

なお、法制執務の支援システムとしては、1990年代から、オーストラリアのタスマニア州政府では EnAct[6]と呼ばれるシステムが開発・導入されており、最近では、韓国でも、国家的なプロジェクトとして法制執務の支援システムが開発・導入されている。国内では、国家的規模ではなく、例えば、『じょうれいくん®』[5]というシステムが販売され、約 200 の自治体で導入されている。しかしながら、これらの支援システムは、ある程度政策立案作業が進んだ最終執筆段階の支援か、頻繁に行われる法改正の支援など、条文表記に中心が置かれている。これに対し、本研究で提供されるシステムは、法政策の設計段階からの支援を目指すものである。

すなわち、条文表記の支援だけでなく、政策構造のモデルを作成したり、政策設計に至る段階での調査や合意形成を行ったりすることも支援するものである。

2. e-Legislation の構想

e-Legislation を推進するために、筆者らが着目している法制執務作業のアプローチは 2 つあり、それらを平行、あるいは、組み合わせて用いることを提案している。それらは、段階的詳細化型と類推型のアプローチである。段階的詳細化型アプローチとは、抽象的な政策案から徐々に具体化して、条文表記にまで進めるものである。類推型アプローチとは、既存の法令や条例などを基にして、新たな法令や条例を作成する手法である。小規模な自治体では後者のアプローチが採用されるケースが非常に多いが、大規模な先進的自治体や中央省庁では、既存のものを参照することはあっても、基本的に前者のアプローチを採るようである。筆者らの構想では、これらのアプローチをそれぞれ支援するとともに組み合わせることも可能なシステムの提供を目指している。

筆者らの取り組みの中で提供予定のシステム全体を統合したものは、eLen(e-Legislation Environment)と呼ばれるシステムである。これは、ソフトウェア開発過程と法令を作成する過程が類似していることに着目し[3]、広くソフトウェア開発で使われている eclipse[1]のような統合開発環境のシステムを模した、法令作りのための統合制作環境システムである。まだ一部の機能しか実装されていないが、本稿では、それらの機能を紹介する。なお、本取り組みの中では、典型的な自然言語処理技術ではあるが、大量のテキストデータを前処理する必要があり、スーパーコンピュータを用いた、条例の類似度計算も行われている。

3. 提供機能と実現状況

eLen の機能の中で、現在、既に提供できる状態になっているものは、条例検索機能、用例抽出機能、ベンチマーク機能である。これらについて紹介する。また、合意形成機能は、現在実

Supporting Tools for Policymaking in e-Legislation

[†] Tokuyasu KAKUTA : Graduate School of Law, Nagoya University[‡] Daichi SAITO : Solution Division, CRESTEC Inc.

